

大山町電気事業経営戦略

団 体 名 : 鳥取県大山町

事 業 名 : 電気事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	法非適用		
職 員 数	1 人	最 大 出 力 * 1	1,500kw
発 電 施 設 数	水力発電 箇所	年 間 発 電 電 力 量 * 1	2,031,159kwh
	風力発電 1 箇所	kwh 当 たり 単 価 * 1	19.96円
	太陽光発電 箇所	F I T 適 用 販 売 施 設 数	1箇所
	ごみ発電 箇所	平 均 施 設 稼 働 年 数 * 1	11年

*1 最大出力については保有している発電施設のうち最大のものを記載。年間発電電力量及び年間電力料収入は、保有する全ての発電施設の合計を記載。
kwh当たり単価及び平均施設稼働年数は、保有する全ての発電施設の平均を記載。

(2) 現在の経営状況

年間電力料収入 * 1 ※過去3年度分を記載	H25年度	39,385千円	H26年度	43,506千円	H27年度	38,337千円
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H25年度	— %	H26年度	— %	H27年度	— %
純 損 益 ※過去3年度分を記載	H25年度	— 千円	H26年度	— 千円	H27年度	— 千円
資金不足比率 * 2 ※過去3年度分を記載	H25年度	— %	H26年度	— %	H27年度	— %

【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

全体的に電力料収入は安定しており、計画的な投資や効率的な施設管理により、発電単価の削減に努めているところである。

*2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

資金不足比率〔法適用企業の場合〕 = (地方財政法第15条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

資金不足比率〔法非適用企業の場合〕 = (地方財政法第16条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

2. 経営の基本方針

この経営戦略は、大山町行政改革大綱などの各種計画との整合性を図りながら、事業を推進する。
平成17年から運営を開始した高田工業団地風力発電所の平成27年度末時点での総発電量は22,653,792kwhであり、総目標発電量を下回るものの、安定した運行を維持しており、独立採算の堅持を図っている。
今後も、風況などの自然現象や気象条件に左右されるとはいえ、引き続き独立採算を図っていくためにも、中長期的な維持管理計画の確立と設備利用率の向上を図るとともに、運転経費の削減に努めていく。

3. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
- (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

現在のところ、固定的な資本の形成に向けられる新たな事業は予定していない。

②収支計画のうち財源についての説明

○料金収入について
営業収益は料金収入(売電収入)のみであり、自然現象や気象条件に左右されるとはいえ、施設の設備利用率を向上させることが安定した収入確保につながるものである。
平成17年の運転開始からの総発電量は22,653,792kwh(年平均2,031,159kwh)であり、これらの過去の実績データを参考とし、平成28年度に新たに定めた目標発電量(年間2,052,499Kwh)を基礎とし、本計画の料金収入を見込んでいる。今後も関係機関との連絡体制を密にし、故障時の停止期間の短縮や点検及び修繕を効率的に実施し、設備利用率の向上による料金収入の安定確保を図る。

○営業外収益について
必要に応じ、基金運用などにより、運用益の確保を図る。

○地方債について
既存施設の維持管理及び改修に係る新たな地方債の発行は予定していない。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○維持補修費について
高田工業団地風力発電所は、平成17年に運行開始し、定期点検と補修により健全な状態を保ち運行しているが、今後も引き続き計画的に適切な維持管理を図る必要がある。施設の健全性を維持することが安定した事業運営を確保する前提条件となる。特に、平成32年度までは予防保全としての修繕を集中的に行うなど、施設の修繕計画を踏まえ、将来的な修繕費用の圧縮と施設の長寿命化へ向け計画的に取り組む。

○地方債の償還について
建設に要した地方債は、平成31年度で償還が完了となる。今後、新たな地方債の発行は予定していないため、地方債償還金及び支払利息は平成32年度以降は、この計画では見込んでいない。

○施設の保守委託について
施設の運行開始当時から建設に携わった業者に保守委託を行っているが、今後は契約方法のあり方などの見直しを行い、経費削減を図る。

○その他経費について
施設に係る通信運搬費や光熱水費などの経費については、適宜適切に契約方法のあり方などの見直しを行い、経費削減を図る。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

○施設の耐用年数について
一般的に大型の風力発電の設計寿命年数は20年となっているが、平素からの管理状況や設置場所の風況により違いもある。
耐用年数経過後の施設のあり方については、これからの重要な検討事項であるが、更新又は解体撤去などの事業実施に備え、安定した施設運営により計画的に基金積立を行っていく。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	<ul style="list-style-type: none">○実態と乖離しないよう収支状況や施設更新の進捗管理を的確に行っていくため、必要に応じ見直し・更新していくとともに、更新後の計画期間も10年間を維持することとする。○経営状況や経営戦略の点検・見直しについては、町ホームページにおいて公表する。○町民や事業者からの意見など、経営戦略や今後の事業運営に反映できる仕組みを検討する。
---------------------	--